

海田町告示第53号

海田町歯周疾患検診実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年5月27日

海田町長 竹野内 啓佑

海田町歯周疾患検診実施要綱の一部を改正する告示

海田町歯周疾患検診実施要綱（平成20年海田町告示第23号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

海田町歯周病検診実施要綱

第3条中「歯周疾患検診」を「歯周病検診」に改める。

第6条中「歯周疾患検診票」を「歯科健康診査票及び歯科健康診査問診票」に改め、同条第1号中「歯周疾患」を「歯周病」に改める。

第7条中「歯周疾患検診結果票」を「歯科健康診査結果票」に改める。

第8条中「歯周疾患検診」を「歯周病検診」に改める。

第9条中「歯周疾患検診請求書」を「歯周病検診請求書」に、「歯周疾患検診票、歯周疾患検診事業実施報告書」を「歯科健康診査票、歯科健康診査問診票及び歯周病検診事業実施報告書」に改める。

第10条中「歯周疾患」を「歯周病」に改める。

別紙様式中「歯周疾患検診事業実施報告書」を「歯周病検診事業実施報告書」に改め、「印」を削る。

附 則

この告示は、令和8年6月1日から施行する。